

川崎市営住宅駐車場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅条例(昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。)

第33条の7による駐車場の使用その他駐車場の管理運営に関し、川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(対象自動車)

第3条 駐車場を使用できる自動車は、自家用自動車で、原則として幅1.9メートル以下、長さ4.9メートル以下、(機械式、立体式の駐車場については、その施設の指定する規格以下)とする。

ただし、身体障害者用に改造された自動車については、この限りでない。

(申請資格)

第4条 駐車場の使用許可を申請することができる者は、市営住宅入居者(市営住宅に入居することとなる者を含む。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するものとする。

ただし、市営住宅使用料を滞納している者は、除くものとする。

- (1) 自動車の所有者(当該自動車を市営住宅入居者以外の者が使用する場合における所有者を除く。)
- (2) 自動車の使用者(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条に規定する自動車検査証の使用者の欄に記載されているもの。)申請時において売買契約又は譲渡契約を締結しており、1箇月以内に第1号に規定する自動車の所有者又は前号に規定する自動車の使用者となる者
- (3) 前各号に定めるもののほか、自動車を使用する者であつて駐車場を必要とする理由があると市長が認める者

(使用許可の申請)

第5条 駐車場の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市営住宅駐車場使用許可申請書(規則第24号様式)に必要な書類を添えて市長に使用許可の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、1戸の市営住宅につき駐車場1区画を限度とする。ただし、当該市営住宅駐車場に空き区画がある場合においては、1区画を超えて申請することができる。

(選考等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により受け付けた申請者の数とその駐車場の区画数を越えたときは、抽選等の方法により駐車場を使用できる者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による抽選等に外れた者及びその後の申請者を順位を付けて補充者として予備登録し、駐車場に空き区画が生じたときはその順位に従つて順次駐車場を使用できる者を決定するものとする。

3 第2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める身体障害者等又はその者と同居する者からの申請については、別に定める取扱基準により駐車場を使用できる者及び補充者を決定することができるものとする。

(使用許可書の交付)

第7条 市長は、前条の規定により駐車場を使用できる者として決定した者（以下「使用者」という。）には市営住宅駐車場使用許可書（規則第25号様式）を交付するものとする。

(変更の申請等)

第8条 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、速やかに市営住宅駐車場使用変更許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について審査し、変更を許可するときは、市営住宅駐車場使用変更許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可期間)

第9条 駐車場の使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、年度の途中において使用許可をする場合における使用許可の期間は、当該許可をした日から当該日の属する年度の末日までの間とする。

(使用料の算定方法)

第10条 条例第33条の7第3項の規定による使用料（以下「使用料」という。）は原則として当該市営住宅の近傍4箇所の民間駐車場料金を調査し、当該駐車場料金の内の最低料金を限度額とする。なお、近接する市営住宅はできるだけグルーピング化し、使用料の平準化を図るものとする。

2 前項により算出した額が著しく高額となる場合は、使用料の激変緩和の措置を講ずるものとする。

(使用料の納付方法)

第11条 使用者は、前条の規定により算出した使用料を市長が定める方法により納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を月ごとに納付するものとし、使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。

3 使用者は、使用料を前月の月末までに同条第1項の規定により納付しなければならない。

(使用料の変更)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、使用料を変更することができる。

- (1) 近傍同種の駐車場の使用料に変更があったとき。
- (2) 駐車場に改良を施したとき。
- (3) 社会経済の変動により使用料を変更する必要があるとき。

(使用料の減免)

第13条 条例第33条の7第5項の規定により市長が使用料を減免する場合は、次の定めるとおりとする。

ただし、収入超過者、高額所得者は対象外とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害が1級又は2級である者として記載されている者又はその者と同居する親族がその者のために保有する自動車を、専らその者が使用する時又は同居する親族が専らその者のために使用する時は免除とし、同居する親族がその者のために使用する時は、2分の1を減額することができる。
 - (2) 児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において重度の知的障害者と判定された者と同居する親族がその者のために保有する自動車を、専らその者のために使用する時は免除とし、その者のために使用する時は、2分の1を減額することができる。
 - (3) 精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用について（平成元年3月17日付け厚生省健医発第288号厚生省保険医療局長通知）に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事から所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に規定する障害者である旨を証する書類の交付を受けている精神障害者と同居する親族が、その者のために保有する自動車を、専らその者のために使用する時は免除とし、その者のために使用する時は、2分の1を減額することができる。
 - (4) 市営住宅建替事業及び川崎市市営住宅ストックの改善等事業等により、一時的に他の市営住宅に移転する場合で、移転先の住宅における使用料が、移転前の住宅における使用料を上回る時は、一時的に移転している間に限り、移転前の住宅における使用料と同額まで減額することができる。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の事情があると認めるときは免除とし、別に定める基準に該当するときは減免することができる。
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用料の減免承認を受けた後において減免理由がなくなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第14条 削除

（使用の廃止）

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市営住宅駐車場使用廃止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 他の住宅に移転するとき。
- (2) 第4条各号に規定する資格を失ったとき。
- (3) 自己の都合により、駐車場を使用しなくなるとき。

（明渡し義務）

第16条 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は前条の規定により使用を廃止したときは、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(損害賠償)

第17条 市長は、震災、風水害等の天災、火災、盗難その他直接市の責任に帰することができない事故により、使用者が損害を受けることがあっても、その責を負わない。

第18条 使用者は、故意又は過失により駐車場等に損害を与えた場合は、直ちに市長に報告するとともに、速やかに現状に回復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第19条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可を受けた用途以外に使用すること。
- (2) 使用許可を受けた駐車場の全部若しくは一部を他に譲渡又は転貸すること。
- (3) 駐車場の模様替又は工作物の設置をすること。
- (4) 危険物又は他の自動車の駐車に支障となる荷物等を積載して駐車場を使用すること。
- (5) 駐車場で洗車又はオイル交換等を行うこと。
- (6) 団地内でみだりに騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為をすること。
- (7) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為をすること。
- (8) 使用許可を受けていない自動車を駐車場で駐車すること。
- (9) 駐車場で火気を取扱うこと。
- (10) その他前各号に準ずる行為をすること。

(遵守事項)

第20条 駐車場の適正な使用を図るため、使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、あらかじめ指定された区画に駐車をし、正常な状態において維持しなければならない。
- (2) 駐車場は不純にならないよう常に清掃するよう努めること。
- (3) 団地内では徐行し安全運転をするとともに、事故を未然に防ぐように努めること。
- (4) その他、駐車場を正常に使用できるように努めること。

(準用)

第21条 川崎市特定公共賃貸住宅の入居者の駐車場使用等については、本要綱の規定を準用するものとする。

(管理の特例)

第22条 別表の左欄に掲げる規定は、条例第34条第1項の規定により川崎市住宅供給公社が条例第3条第1号に規定する市営公営住宅又はその同条第6号に規定する共同施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、同表のとおりとする。

(その他必要事項)

第23条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、改正前の様式を使用して手続きがなされたものについては、改正後の様式により手続きがなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第10条第1項の規定にかかわらず、既設の駐車場使用料の算定方法については、平成17年3月31日までの間、なお、従前の例による。

ただし、平成17年4月1日から3年間を激変緩和処置期間として、現行使用料を上回るところは、限度額の9割を使用料とする。限度額の9割が現行使用料に満たない場合は現行使用料とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第22条関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条、第5条、第6条 （第3項を除く）、第7条、 第8条、第13条、第15条	市長	川崎市住宅供給公社理事長
第5条	市営住宅駐車場使用許可申請書（規則第24号様式）に必要な書類を添えて市長に	川崎市住宅供給公社理事長に
第7条	市営住宅駐車場使用許可書（規則第25様式）	市営住宅駐車場の使用に係る許可書
第8条第1項	市営住宅駐車場使用変更許可申請書（第1号様式）	市営住宅駐車場の使用の変更に係る申請書
第8条第2項	市営住宅駐車場使用変更許可書（第2号様式）	市営住宅駐車場の使用の変更に係る許可書
第13条第2項	市営住宅駐車場使用料減免申請書（第3号様式）	市営住宅駐車場の使用料に係る減免申請書
第15条	市営住宅駐車場使用廃止届（第4号様式）	市営住宅駐車場の使用の廃止に係る届け出